



総政企第49号
平成30年3月28日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
野田 聖子



諮問第113号
中間年における経済構造統計の整備について（諮問）（その1）

標記の一環として、別紙のとおり、基幹統計の指定を解除するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

なお、中間年における経済構造統計を作成するために行う基幹統計調査の変更等については、調査実施者からの申請を受けた後、「中間年における経済構造統計の整備について（諮問）（その2）」として意見を求める。

別紙

1 諮問内容

統計法第2条第4項第3号に規定する基幹統計である「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」（以下「3統計」という。）の指定を解除する。

2 解除理由

- (1) 3統計は、従前、基幹統計として指定され、以下の内容が公示されるとともに、経済センサス-活動調査により5年に一度作成されている経済構造統計の中間年において、産業別の実態を明らかにする統計として位置づけられてきた。

名称	作成目的	作成者	作成方法
工業統計	工業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
商業統計	商業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
特定サービス産業実態統計	特定のサービス産業に関する施策に資するため当該産業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

- (2) しかし、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、国民経済計算を軸とした経済統計の整備推進に係る取組の一つとして、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計について、関連する基幹統計調査の再編と併せて整備し、産業横断的な統計を作成・提供することとされた。

◆「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）（抄）

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

(イ) 経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査（仮称。以下同じ。）を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査に移行することが計画されている経済センサス-基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を32年度（2020年度）からの中間

年の各年に作成・提供する。

また、企業を対象とした統計調査の結果を活用し、地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法の検討に取り組む。

なお、この中間年経済構造統計の整備に当たっては、報告者の負担軽減に努めつつ、内閣府と連携し、前記(1)のビジネスサーベイの枠組みを通じた中間年SUTの精度向上や、基準年経済構造統計との整合性にも留意する。

(3) これを受けて、3統計を経済構造統計に再編することとし、これに伴い、3統計に係る基幹統計としての個別の指定を解除することとしたい。

(4) なお、従前の3統計は経済産業大臣により作成されていたが、再編後の中間年の経済構造統計は、現行の指定内容と同様に専ら統計調査の方法により、総務大臣と経済産業大臣の共管により作成することを想定している。したがって、同統計の指定に係る公示内容に変更が生じないことから、指定の変更は行わない。

名 称	作成目的	作成者	作成方法
経済構造統計	すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	総務大臣、 経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

諮問第113号

(中間年における経済構造統計の整備)

【その1: 基幹統計の統合・再編】

説明資料

I 今回の諮問の背景

「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」（以下「3統計」という。）は、統計法全面改正前に、経済センサス-活動調査により5年に一度作成される「経済構造統計」の**中間年において、産業別の実態を明らかにする統計と整理**（「経済センサスの枠組みについて」（平成18年））



一方、統計改革の推進を検討する過程において、以下のとおり、経済センサス-活動調査の**中間年における産業横断的な統計の整備に関するニーズが顕在化**

- ① 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進
 - 国民経済計算における中間年推計の一層の精度向上を図ることが不可欠
- ② 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進
 - 報告者の負担軽減にも留意しつつ、中間年の経済実態を横断的に把握・提供



産業別に3統計が並立した現状では、ニーズへの的確な対応には限界



以上の状況を踏まえ、**3統計を統合・再編し、中間年における経済構造統計を拡充**これにより、

- 主要産業の経済実態に係る一体的な統計を、毎年作成・提供し、経済構造統計全体を充実
- 国民経済計算の精度向上に資することを含め、利活用の一層の向上に寄与



「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日・閣議決定）においても、政府方針として記載

第2 公的統計の整備に関する事項

1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

- (1) 経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査（注10）（仮称。以下同じ。）を中心に、これと同時・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査（注11）に移行することが計画されている経済センサス-基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を32年度（2020年度）からの中間年の各年に作成・提供する。

また、企業を対象とした統計調査の結果を活用し、地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法の検討に取り組む。

なお、この中間年経済構造統計の整備に当たっては、報告者の負担軽減に努めつつ、内閣府と連携し、前記(1)のビジネスサーベイの枠組みを通じた中間年SUTの精度向上や、基準年経済構造統計との整合性にも留意する。

(注10) 総務省と経済産業省の共管調査（結果集計は、独立行政法人統計センターが実施予定）

(注11) 全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法

2

Ⅱ 諮問第113号の構成（今後の予定を含む。）

〔その1〕 基幹統計の統合・再編（3月28日諮問）

- 3統計を、「経済構造統計」に統合・再編する。（→ 統合・再編イメージはスライド7参照）
- これに伴い、3統計について、基幹統計としての個別の指定を解除する。

基幹統計の統合・再編を実現する手段

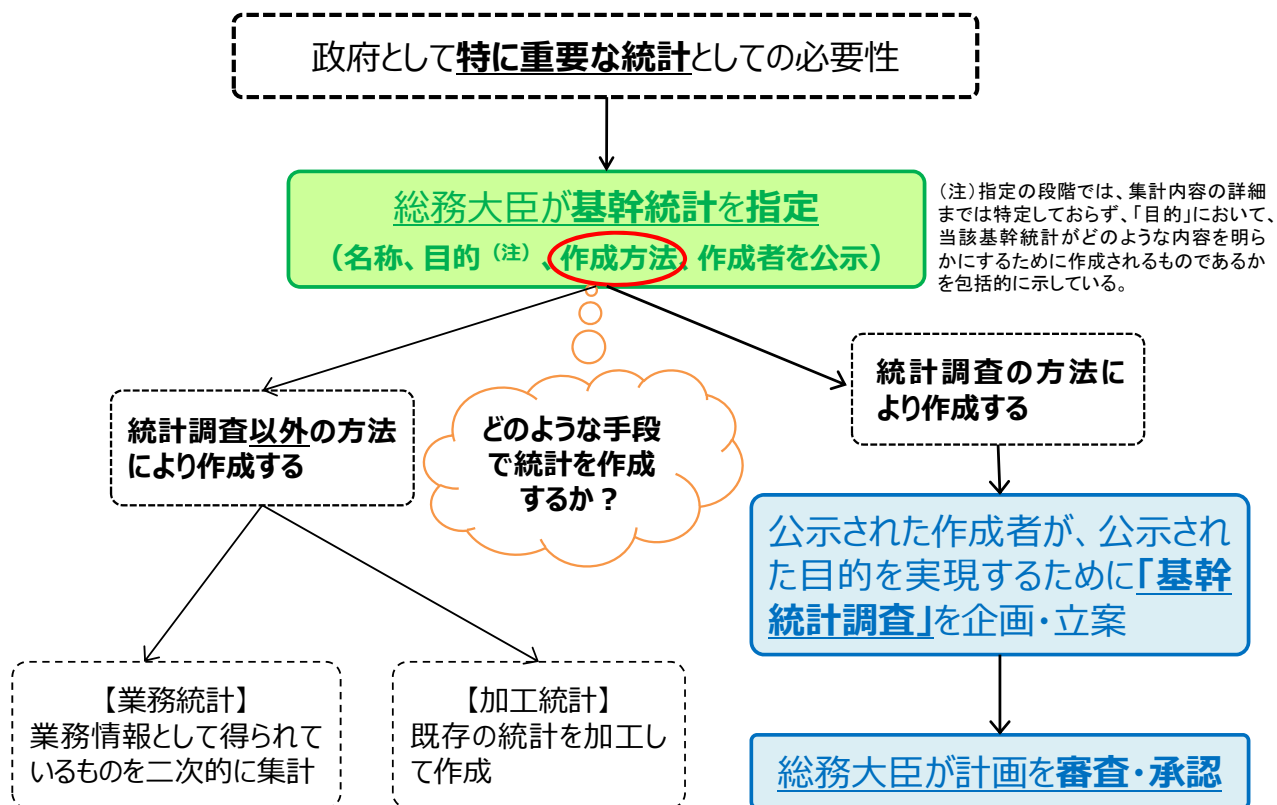
〔その2〕 基幹統計調査の統合・再編（4月20日諮問予定）

〔申請前の調整途上であり、詳細は未確定だが、基本計画を踏まえると、想定される諮問内容は、次のとおり。〕

- 「経済構造実態調査」（仮称）の創設
（商業統計調査、特定サービス産業実態調査等を統合・再編）
- 「工業統計調査」を、「経済構造実態調査」と同時・一体的に実施
- 「経済センサス-基礎調査」について、全国を順次調査する手法で実施

3

(参考1) 基幹統計と基幹統計調査の関係



4

Ⅲ - 1 基幹統計の指定内容 (現行)

名称	作成目的	作成者	作成方法
経済構造統計	すべての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的とする。	総務大臣、 経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
工業統計	工業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
商業統計	商業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。
特定サービス産業実態統計	特定のサービス産業に関する施策に資するため当該産業の実態を明らかにすることを目的とする。	経済産業大臣	専ら統計調査の方法により作成する。

5

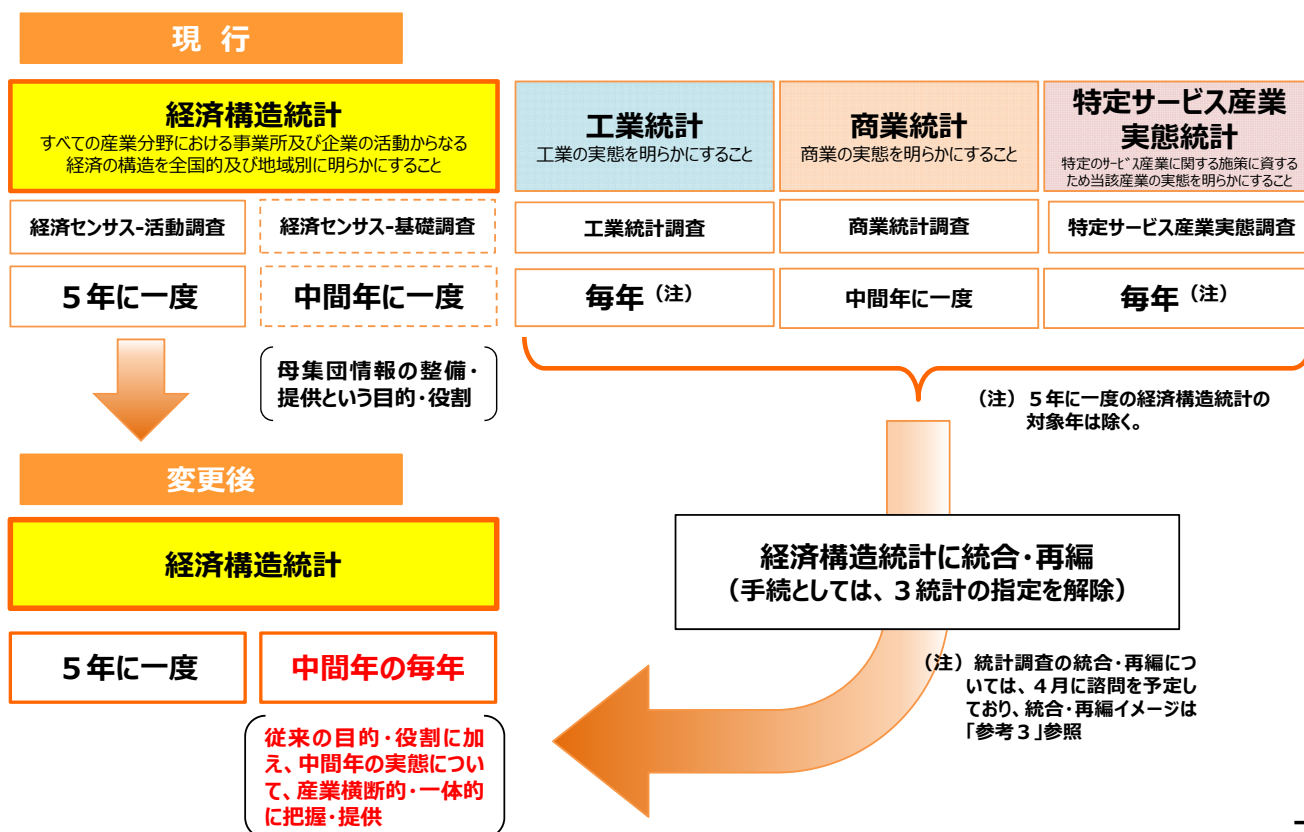
(参考2) 基幹統計と基幹統計調査の関係について（現行）

基幹統計	基幹統計調査	現在承認されている計画上の周期・調査対象業種
経済構造統計	経済センサス-活動調査 ※ 創設時において、商業統計調査の簡易調査、調査実施年の工業統計調査及び特定サービス産業実態調査を行わないと整理	【周期】5年（平成24年・28年に実施） 【調査対象業種】全産業
	経済センサス-基礎調査	【周期】1回限り（平成21年・26年に実施） 【調査対象業種】全産業
工業統計	工業統計調査	【周期】毎年（経済センサス-活動調査実施年は実施せず） 【調査対象業種】製造業
商業統計	商業統計調査	【周期】5年（経済センサス-活動調査実施の2年後に実施） 【調査対象業種】卸売・小売業
特定サービス産業実態統計	特定サービス産業実態調査	【周期】毎年（経済センサス-活動調査実施年は実施せず） 【調査対象業種】サービス業（一部）

(注) 基幹統計の作成手段について、特段の制約はなく、①単独の基幹統計調査により作成される場合だけでなく、②複数の基幹統計調査により作成される場合や、③基幹統計調査と行政記録情報の併用により作成される場合などが考えられる。

6

Ⅲ - 2 経済構造統計（基幹統計）への統合・再編イメージ



7

Ⅲ－３ 中間年において作成される統計の概要

【現行】		【変更後】	
基幹統計名	作成される統計の概要	基幹統計名	作成される統計の概要
工業統計 【毎年 ^(注) 】	製造業に係る詳細な事項 例：品目別出荷額 品目別在庫額 等	経済構造統計 【毎年 ^(注) 】	産業横断的な事項 (付加価値構造等) 従前から作成されている 統計の整備・充実
商業統計 【中間年に一度】	卸売・小売業に係る詳細な 事項 例：年間商品販売額 商業マージン 等		
特定サービス産業 実態統計 【毎年 ^(注) 】	特定のサービス業に係る詳細 な事項 例：年間売上高 費用構造 等		

(注) 5年に一度の経済構造統計の対象年は除く。

8

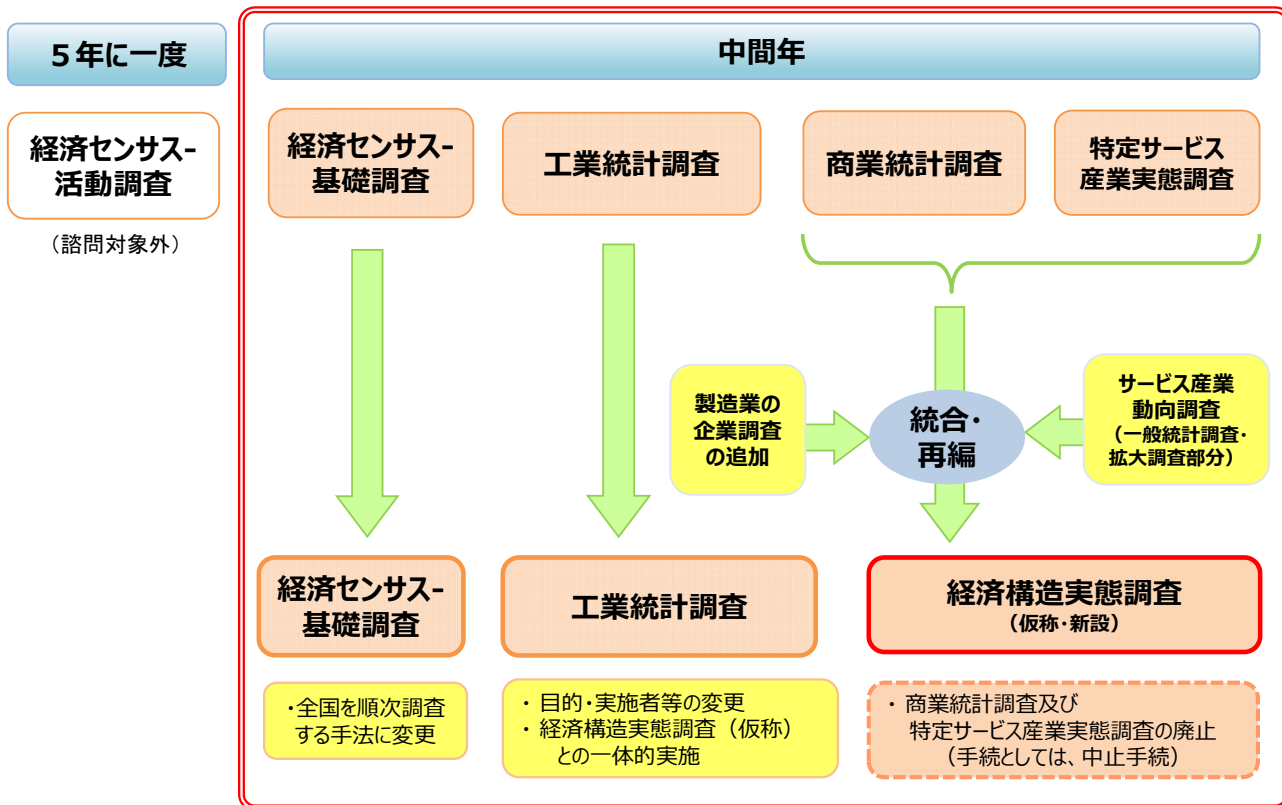
Ⅲ－４ 審議に当たって想定される確認事項

- ① 経済構造統計への統合・再編の目的・効果
- ② 基幹統計としての経済構造統計の位置付け
(他の基幹統計及びビジネスサーベイの枠組みとの関係整理を含む。)
- ③ 作成される統計に関する留意点^(注)
 - 1) 統合・再編後に作成される統計と利活用ニーズとの整合性
 - 2) 統合・再編前後における統計の接続や、地域別等の統計を提供するに当たっての課題

(注) 詳細な議論は、基幹統計調査の計画において明示される集計事項等を踏まえて、「その2」の諮問以降において行うことを想定

9

(参考3) 中間年における経済構造統計を作成するための基幹統計調査の再編イメージ
 (4月20日諮問において想定される内容)

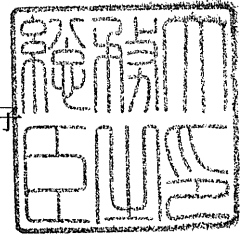




総政企第94号
平成30年4月20日

統計委員会委員長
西村清彦 殿

総務大臣
野田 聖 子



諮問第113号
中間年における経済構造統計の整備について（諮問）（その2）

標記の一環として、別紙のとおり申請があったところ、これらの承認の適否を判断するに当たり、基幹統計調査の実施については、統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項の規定に基づき、基幹統計調査の変更及び中止については、第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

別紙

	文書番号	文書名	申請者	申請内容
別添1	平成30年4月5日付け総統経第49号20180330統第1号	「基幹統計調査の実施について（申請）」	総務大臣及び経済産業大臣	経済構造実態調査の実施
別添2	平成30年4月5日付け総統支第198号	「基幹統計調査の実施について（申請）」	総務大臣	経済センサス-基礎調査の実施
別添3	平成30年4月5日付け20180330統第3号	「基幹統計調査の変更について（申請）」	経済産業大臣	工業統計調査の変更
別添4	平成30年4月5日付け20180330統第2号	「基幹統計調査の中止について（申請）」	経済産業大臣	商業統計調査及び特定サービス産業実態調査の中止

※ 別添1～4 省略

諮問第113号(その2)の概要

(中間年における経済構造統計の整備)

【基幹統計調査の再編】

I 諮問第113号の構成

〔その1〕基幹統計の統合・再編（3月28日諮問）

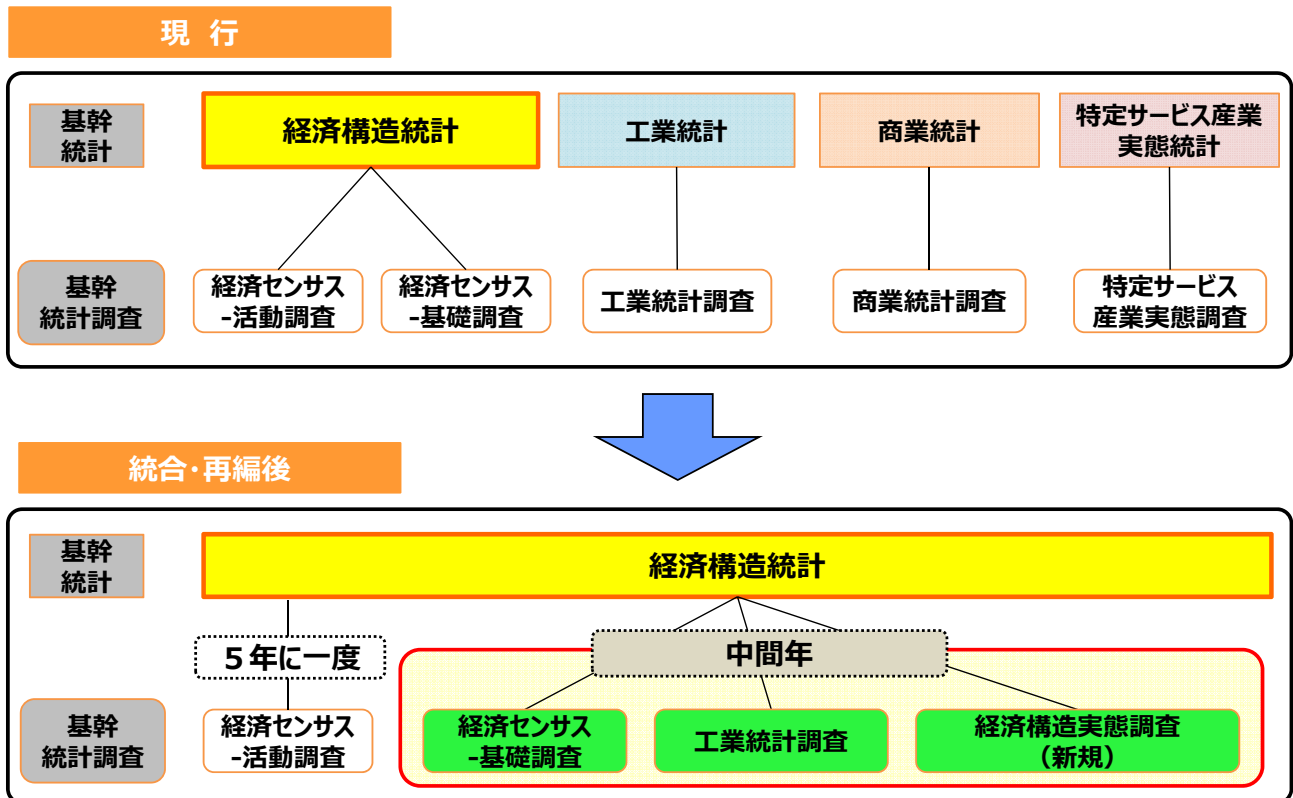
- 中間年における産業横断的な統計へのニーズに対応するため、「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」を、「経済構造統計」に統合・再編



〔その2〕基幹統計調査の統合・再編（4月20日諮問）

- 中間年における産業横断的な統計の作成・提供を実現するため、関係基幹統計調査を再編・整備
 - ① 「経済構造実態調査」（仮称）の創設
（商業統計調査、特定サービス産業実態調査等を統合・再編）
 - ② 「工業統計調査」について、「経済構造実態調査」と同時・一体的に実施
 - ③ 「経済センサス-基礎調査」について、全国を順次調査する手法で実施

Ⅱ - 1 基幹統計と基幹統計調査の関係



2

Ⅱ - 2 各基幹統計調査の対象範囲

現行

	第一次産業	第二次産業		第三次産業	
		建設業	製造業	商業	商業以外
工業統計調査			■		
商業統計調査				■	
特定サービス産業実態調査					■(一部)
経済センサス-基礎調査	■				

統合・再編後

	第一次産業	第二次産業		第三次産業	
		建設業	製造業	商業	商業以外
工業統計調査			■		
経済構造実態調査	■(同時・一体的実施)				
経済センサス-基礎調査	■				

※商業については、これまで商業統計調査により中間年に1度行われてきたが、統合・再編後は経済構造実態調査として毎年行われる予定
 ※製造業については、同時・一体的に実施する工業統計調査及び経済構造実態調査の役割分担を明確にし、重複のないように実施する予定

3

Ⅲ - 1 訪問対象となる基幹統計調査（主な変更内容等）

現 行	経済センサス-基礎調査	工業統計調査	商業統計調査（注）	特定サービス産業実態調査（注）
-----	-------------	--------	-----------	-----------------



変更後	経済センサス-基礎調査	工業統計調査	経済構造実態調査
主な変更内容等	① 同一時点で全国一斉に行う方法ではなく、全国を順次調査する手法で実施 ② 既存事業所は活動状況を外観から確認し、新規把握事業所には調査票を配布	① 総務省との共管化 ② 作成目的に「経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成すること」を明記 ※ 引き続き、事業所調査として実施	① 製造業及び第三次産業全般を対象 ② 産業ごとにシェアの8割を把握する全数調査として実施 ③ 基本的に企業調査として実施（乙調査は、特定サービス産業実態調査を踏襲） ④ 調査事項によって報告者を限定し、報告者負担の増加を抑制 ⑤ 年次調査として実施 ⑥ 工業統計調査と同時・一体的に実施

（注）商業統計調査及び特定サービス産業実態調査は廃止（手続としては、中止手続）

Ⅲ - 2 訪問対象となる基幹統計調査（変更後の計画全体像）

	経済センサス-基礎調査	工業統計調査	経済構造実態調査
調査目的	事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とする。	我が国工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得るとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。	製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的とする。
調査対象範囲	【甲調査】 民営事業所 （個人経営の農林漁業等を除く。） 【乙調査】 国及び地方公共団体の事業所	製造業に属する事業所 （国に属する事業所を除く。） 【甲調査】従業員30人以上の事業所 【乙調査】従業員数4人以上29人以下の事業所	【甲調査】日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る 売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業 （個人経営の企業及び農林漁業、建設業等、一部の産業の企業を除く。） 【乙調査】 特定のサービス産業に属する企業又は事業所
報告者数	【甲調査】約770万事業所（全数） 【乙調査】約15万事業所（全数）	【甲調査】約6万5千事業所（全数） 【乙調査】約29万事業所（全数）	【甲調査】（全産業共通）約20万企業（全数） 【乙調査】（事業特性）約4千企業、約4万8千事業所（無作為抽出）
主な調査事項	【甲調査】名称、所在地、活動状態等（新規事業所については、従業者数、主な事業の内容、開設時期、年間総売上金額等も把握） 【乙調査】名称、所在地、活動状態等（新規事業所については、職員数、主な事業の内容、事業の委託先の名称等も把握）	【甲乙共通事項】名称、所在地、経営組織、従業者数、現金給与総額、品目別製造品出荷額、加工賃収入額等 【甲調査のみの事項】有形固定資産、製造品在庫額等	【甲調査】企業の属性事項、売上総額及び商品販売額、費用総額及び費用の主要項目別金額、事業活動別の売上（収入）金額等（→別紙参照） 【乙調査】年間売上高、年間契約高及び契約件数、年間営業用固定資産取得額、従業者数、事業特性事項等
調査方法	【甲調査】総務省-都道府県-市町村-統計調査員-報告者（調査員・郵送・オンライン調査） 【乙調査】総務省-報告者（オンライン調査）	【単独事業所】総務省及び経済産業省-都道府県-市町村-統計調査員-報告者 【複数事業所を有する企業】総務省及び経済産業省-民間事業者-報告者	総務省及び経済産業省-調査実施事業者-報告者（甲調査、乙調査とも、郵送・オンライン調査）
調査期間	【甲調査】平成31年(2019年)6月～32年(2020年)3月 【乙調査】毎年5月上旬～7月下旬（経済センサス-活動調査実施年を除く。）	毎年5月末～6月末（経済センサス-活動調査実施年を除く。）	毎年5月末～6月末（経済センサス-活動調査実施年を除く。）
			一体的に実施

(別紙) 経済構造実態調査の調査事項

甲調査	乙調査
<p style="text-align: center;">製造業及びサービス産業の企業 (個人経営の企業、一部産業に属する企業を除く)</p> <p>① 産業大・中・小分類のそれぞれにおいて<u>売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業の属性事項 ・売上総額及び商品販売額 ・費用総額及び費用の主要項目別金額 ・事業活動別の売上金額 等 <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">(卸売業・小売業に属する企業のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年初及び年末商品手持ち額 ・年間商品仕入額 <p>② 同売上高総額の5割を達成する範囲に含まれる企業 ※製造業を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区分別の費用割合 ・一事業区分に係る費用の項目別金額 <p>③ <u>有価証券報告書等提出企業、売上高1000億円以上（かつ会社企業においては資本金2億円以上）の企業及び相互会社</u></p> <p>(傘下事業所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業活動 ・売上総額 等 <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">(卸売業・小売業に属する事業所のみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売業販売額及び小売業販売額 ・小売業の売場面積 ・卸売業販売額の本支店間移動の割合 	<p style="text-align: center;">特定サービス産業の事業所・企業</p> <p>○特定のサービス産業において、抽出された企業又は事業所</p> <p>・業種ごとの事業特性事項</p>

6

IV 想定される主な論点

【経済センサス-基礎調査】

- ① 本調査の必要性（事業所母集団データベースの整備との関係）
- ② 法人番号等を活用した法人情報の把握
- ③ 調査方法・調査期間の合理性（全国を順次調査、外観等による調査）
- ④ 集計内容

【工業統計調査、経済構造実態調査】

《両調査共通》

- ① 両調査の役割分担
- ② 一体的実施の具体的方法

《経済構造実態調査のみ》

- ① 調査対象の範囲の合理性
- ② 調査事項の必要性・適切性
- ③ 報告者負担の抑制への配慮
- ④ 集計内容

7

(参考) 今回の諮問に至る経緯及び背景

「工業統計」、「商業統計」及び「特定サービス産業実態統計」（以下「3統計」という。）は、統計法全面改正前に、経済センサス-活動調査により5年に一度作成される「経済構造統計」の**中間年において、産業別の実態を明らかにする統計と整理**（「経済センサスの枠組みについて」（平成18年3月31日 経済センサス（仮称）の創設に関する検討会））

一方、統計改革の推進を検討する過程において、以下のとおり、経済センサス-活動調査の**中間年における産業横断的な統計の整備に関するニーズが顕在化**

- ① 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進
 - 国民経済計算における中間年推計の一層の精度向上を図ることが不可欠
- ② 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進
 - 報告者の負担軽減にも留意しつつ、中間年の経済実態を横断的に把握・提供

産業別に3統計が並立した現状では、ニーズへの的確な対応には限界

以上の状況を踏まえ、**3統計を統合・再編し、中間年における経済構造統計を拡充**これにより、

- 主要産業の経済実態に係る一体的な統計を、毎年作成・提供し、経済構造統計全体を充実
- 国民経済計算の精度向上に資することを含め、利活用の一層の向上に寄与

8

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日・閣議決定）においても、政府方針として記載

第2 公的統計の整備に関する事項

- 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進
 - (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等
- ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

- (イ) 経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査（注10）（仮称。以下同じ。）を中心に、これと同時に一体的に実施する工業統計調査や、プロファイリング活動及びローリング調査（注11）に移行することが計画されている経済センサス-基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を32年度（2020年度）からの中間年の各年に作成・提供する。

また、企業を対象とした統計調査の結果を活用し、地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法の検討に取り組む。

なお、この中間年経済構造統計の整備に当たっては、報告者の負担軽減に努めつつ、内閣府と連携し、前記(1)のビジネスサーベイの枠組みを通じた中間年SUTの精度向上や、基準年経済構造統計との整合性にも留意する。

(注10) 総務省と経済産業省の共管調査（結果集計は、独立行政法人統計センターが実施予定）

(注11) 全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法

9